

暫定基準を設定した農薬等に係る食品安全基本法第24条第2項の規定に基づく食品健康影響評価について

1. 経緯

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の規定に基づき、食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度を導入したことに伴う残留基準（いわゆる暫定基準）等の設定については、食品安全基本法（平成15年法律第48号、以下「法」という）第11条第1項第3号に該当するものとし、いわゆる暫定基準を設定した農薬等の食品健康影響評価については、本制度の施行後相当の期間内に、食品安全委員会に依頼することとしているところである。

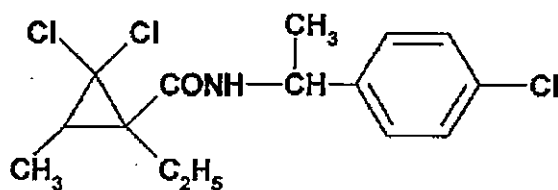
以下に掲げる農薬等については、本制度の導入に当たりいわゆる暫定基準を設定したものであるが、今般、評価に必要な資料が収集できたことから、法第24条第2項の規定に基づく食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼物質の概要

(1) カルプロパミド

本薬は殺菌剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して、分析法の状況を考慮し、定量限界に相当すると考えられる値を参考に新たな基準を設定した。

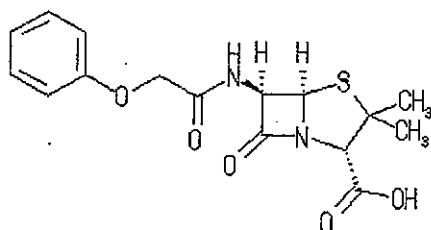
FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価は、なされていない。



(2) フェノキシメチルペニシリン

本薬は抗生物質であり、ポジティブリスト制度の導入に際して海外基準を参考に新たな基準を設定した。

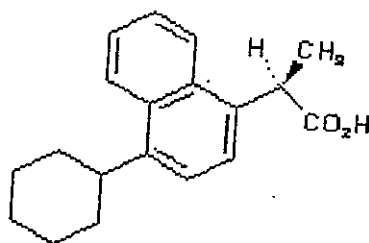
FAO/WHO合同添加物専門家会議（JECFA）における毒性評価は、なされていない。



(3) ベダプロフェン

本薬は非ステロイド系抗炎症薬であり、ポジティブリスト制度の導入に際して海外基準を参考に新たな基準を設定した。

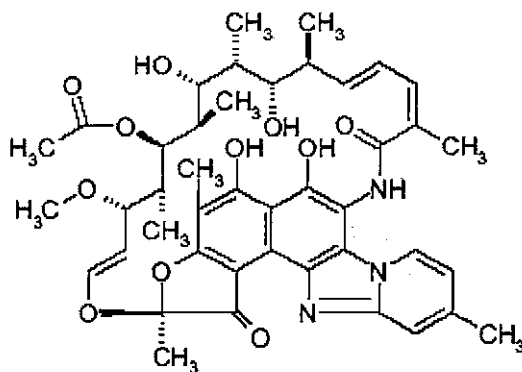
J E C F Aにおける毒性評価は、なされていない。



(4) リファキシミン

本薬は抗生物質であり、ポジティブリスト制度の導入に際して海外基準を参考に新たな基準を設定した。

J E C F Aにおける毒性評価は、なされていない。



3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において上記の農薬等の食品中の残留基準設定について検討する。